議案第６２号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成２７年木津川市条例第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

提案理由

令和８年８月７日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受け市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成２７年木津川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手当） 第４条　教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　期末手当 ア　（略） イ　期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額	（手当） 第４条　教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　期末手当 ア　（略） イ　期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額

とする。	とする。

第２条　木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手当） 第４条　教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　期末手当 ア　（略） イ　期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（手当） 第４条　教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　期末手当 ア　（略） イ　期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合は、改正前の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。